

三木市・吉川町

新市まちづくり計画(素案)の概要



新市まちづくり計画とは

新市まちづくり計画とは、三木市と吉川町が合併し、新たな市として進むべき方向や将来ビジョンを示し、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性を醸成するため策定するものです。

三木市のまちづくり計画

「やすらぎのふるさと『ガーデンシティみき』」

吉川町のまちづくり計画

「緑豊かな交流と創造のまち」

住民アンケート結果

- 本格化する地方分権
- 少子高齢化・社会の成熟化
- 日常生活圏の広域化

新市まちづくり計画

合併後から10年間のまちづくり計画

「やすらぎのふるさと『ガーデンシティみき』」

- 都市間競争の激化
- 厳しい財政状況

本年4～5月に実施した住民アンケートでは、住民のみなさんからこんなご意見をいただきました

合併への期待

- ・色々な公共施設の利用が可能となる
- ・新しい発想のまちづくりが可能となる
- ・財政状況が改善する

合併への不安

- ・公共料金が値上げするのでは・・・
- ・地域格差が発生するのでは・・・
- ・行政サービスが削減されるのでは・・・

住民アンケートでいただいた主なご意見

生かすべき地域資源

- ・豊かな自然環境
- ・大都市に隣接し利便性に優れた定住環境
- ・金物、山田錦 など

これからの課題

- ・医療、福祉の充実
- ・公共交通の整備
- ・自然環境の保全 など

「やすらぎのふるさと” ガーデンシティみき”」

～すべての市民が共生し、市民参画による活力あるまちづくりをめざして～

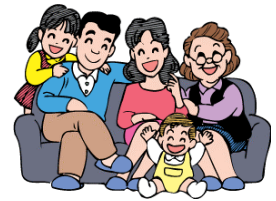
新市の将来像を達成するための、まちづくりの将来目標

- 北播磨内陸地域の拠点都市づくり
- 「ガーデンシティ」にふさわしい都市基盤の整備や多自然居住環境の保全
- 快適で安心のふるさととして災害に強い防災都市
- ふるさとの歴史や地域資源を生かした個性が響きあうまちづくり
- 市民自らが生きがいを見出せる参画と協働社会の構築

新市建設の基本方針

①定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくりを進めます

子育て支援策の強化、生きがい対策の充実、防災・防犯対策、公共交通の充実、福祉・医療の基盤整備、生活環境を支えるコミュニティの活性化などを推進しながら、「いつまでも住み続けたいまちづくり」を目指します。



②人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくりを進めます



地域ブランドの強化、企業誘致体制の充実、体験型農業や官民の連携した地域振興体制の確立、環境保全を通じた市民交流の活性化などを推進し、活力ある交流のまちづくりを目指します。

③次世代に受け継がれる力強い行財政基盤づくりを進めます

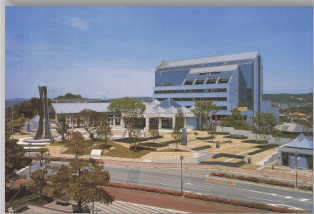
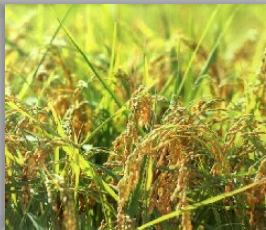
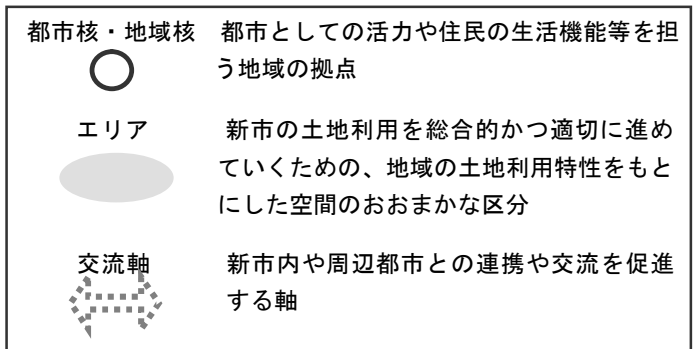
市民参画によるまちづくりの充実、新しい時代に対応した行政運営、行政サービス拠点の整備充実、情報基盤の整備など、協働参画社会の構築と力強い行財政の基盤づくりを目指します。



10年後にだれもが「合併してよかった！」と実感できる、
子や孫の世代に受け継がれるまちづくりを目指します

新市のまちの構造

新市のまちづくりの中核を担う拠点（都市核・地域核）と、土地利用を総合的かつ適切に進めるためのエリアを設けます。また、東西方向および南北方向の「交流軸」を設け、新市内および周辺都市との連携や交流を促進します。



吉川町域のまちづくりの方針

山田錦や里山環境をはじめとする自然資源、文化資源やネットワークを含めた人的資源などの豊かな地域資源を十分に活かしながら、「新市の東の玄関口」として地域外との交流の促進を図るほか、定住環境や都市魅力の向上を目指したまちづくりを進めていきます。

新市の主な施策

「やすらぎのふるさと” ガーデンシティみき”」の実現のため、6つの柱で施策を進めていきます。

参画と共生のまちづくり

- 地域の個性を活かしたまちづくりの推進
- ボランティアなど市民活動拠点の整備と充実
- 人権教育・啓発の推進



やすらぎと安心のまちづくり

- 総合的な保健サービスの提供
- 地域医療の充実
- 福祉コミュニティづくりと生活支援サービスの充実
- 子育て支援の充実



安全で快適なまちづくり

- 幹線道路や生活道路の整備・充実
- 生活バス路線の維持やコミュニティバス路線の充実
- 廃棄物の埋立て処分場の確保、ごみ減量・リサイクルの推進
- 上水道・下水道の整備
- 基幹的な公園や身近な公園の整備
- 消防庁舎、総合防災拠点の整備など災害・防災対策の充実
- 地域情報基盤の整備
- 区画整理事業の推進、住環境の整備



人と文化を育むまちづくり

- 学校・家庭・地域が連携した社会づくり
- 学校教育の充実、学校教育施設の維持・整備
- 吉川地域活動拠点整備
- 生涯スポーツ拠点の整備
- 文化財の保全・展示拠点の整備



いきいきと活力あるまちづくり

- 農業の活性化と「山田錦の郷づくり」の推進
- 商工業の振興と「金物のまち」の発展
- 新たな産業の育成と雇用の確保
- 地域資源を活用した観光の推進

行財政運営・市民サービス

- 吉川支所の設置
- 電子申請システム、公共施設案内・予約システムの充実
- 効果的・効率的で市民志向の行政運営の実現



新市の財政見通し

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	10,946	10,983	10,997	10,997	11,018	11,023	11,023	11,023	11,023	11,023
地方交付税	5,417	5,378	5,344	5,124	4,923	5,062	4,957	5,050	5,049	5,136
その他の収入	4,444	4,464	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472
歳入計	20,807	20,825	20,813	20,593	20,413	20,557	20,452	20,545	20,544	20,631
人件費	6,096	6,022	5,949	5,839	5,837	5,737	5,664	5,525	5,354	5,180
扶助費	1,198	1,241	1,278	1,315	1,353	1,391	1,430	1,471	1,514	1,557
公債費	5,160	4,796	4,837	4,672	4,638	4,790	4,774	4,613	4,325	4,121
投資的経費	877	884	841	940	940	886	907	951	966	925
その他	8,929	8,736	8,416	8,482	8,448	8,458	8,466	8,497	8,464	8,413
歳出計	22,260	21,679	21,321	21,248	21,216	21,262	21,241	21,057	20,623	20,196
歳入歳出差引	△ 1,453	△ 854	△ 508	△ 655	△ 803	△ 705	△ 789	△ 512	△ 79	435



協定項目の協議状況

(平成16年9月2日現在)

●協議会において協議済の項目及び主な内容

◆合併の方式

吉川町を三木市に編入する編入合併

◆合併の期日

平成17年10月24日(平成16年10月15日協議会で協議済)

◆新市の名称

三木市

◆新市の事務所の位置

現三木市役所(現吉川町役場は支所とします。)

◆財産及び債務の取扱い

吉川町の財産、施設及び債務は、三木市に引継ぎます。

◆地方税の取扱い

※統一は18年度から

項 目		三木市	吉川町	新市(合併後)
市 町 民 税	個人	均等割	3,000円	3,000円
		所得割	標準	標準
	納期	6月、8月、10月、1月	6月、8月、10月、1月	6月、8月、10月、1月
	法人	均等割	標準	標準
法人税割		14.7%	12.3%	14.7%
固定資産税	税率	1.4%	1.4%	1.4%
	納期	4月、7月、12月、2月	5月、7月、12月、2月	4月、7月、12月、2月
軽自動車税	税率	標準	標準	標準
	納期	5月	4月	5月
入湯税	税率	宿泊を伴う 150円 その他 50円	宿泊を伴う 150円 その他 50円	宿泊を伴う 150円 その他 50円
都市計画税	税率	0.3%	なし	合併後調整

◆情報公開の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
情報公開制度	あり（公文書公開条例）	あり（情報公開条例）	三木市に統一
個人情報保護制度	あり（個人情報保護条例）	なし	三木市に統一

◆納税関係の取扱い

吉川町の納期前納付報奨金制度は、18年度から廃止

◆情報システム事業の取扱い

原則、合併時に三木市の現行システム等に統合

◆人権(同和)対策関係事業の取扱い

三木市の「人権尊重のまちづくり基本計画」に基づき人権関係施策を実施

◆保健衛生関係事業の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）	
福祉医療	老人・高齢重度心身障害者・重度心身障害者	県制度	県制度	現行どおり
	乳幼児	0歳児の通院自己負担を軽減	県制度	三木市に統一
	母子	県制度	対象者の所得制限なし	合併後2年以内に三木市に統一
環境保全条例	あり	なし	三木市に統一	
合併浄化槽設置整備補助制度（例）	6～7人槽 463千円	7人槽 463千円	16年度中に制度見直し	
水洗便所等改造資金融資あっせん制度	あり（利子補給なし）	あり（利子補給あり）	三木市に統一（現利用者の利子補給は継続）	

◆農林水産関係事業の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）	
転作	生産目標数量	6,233,220 kg	3,378,900 kg	三木市に統一（生産目標数量の配分は当分の間現行どおり）
	作付面積	1358.00ha	761.55ha	
	配分	全農家に配分	各地区に配分	
土地改良受益者負担（例）	県営ほ場整備（一般型）	15.0%	10.0%	三木市に統一（継続事業は現行どおり）
	団体営ため池等整備（一般型）	20.0%	25.0%	
土地改良補助（例）	かんがい排水	4割以内	2割以内	三木市に統一
	農道（幅員4m）	5割以内	2割以内	
農業振興助成事業	生産調整推進対策事業など	農畜産物処理加工施設整備事業など	新たな制度に再編	
集落営農推進事業	2割以内（7,500万円限度）	3割以内（最高1,200万円限度）	三木市に統一	
農業集落排水	使用料（4人家族1ヶ月税込）	3,885円	3,780円	三木市に統一
	分担金（一般家庭）	280,000円	200,000円	三木市に統一
	水洗便所等改造資金融資あっせん制度	なし	あり（利子補給あり）	廃止（現利用者の利子補給は継続）

◆商工観光関係事業の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
中小企業等融資制度	あり	なし	三木市に統一
勤労者住宅資金融資制度	あり	なし	三木市に統一



◆水道事業の取扱い



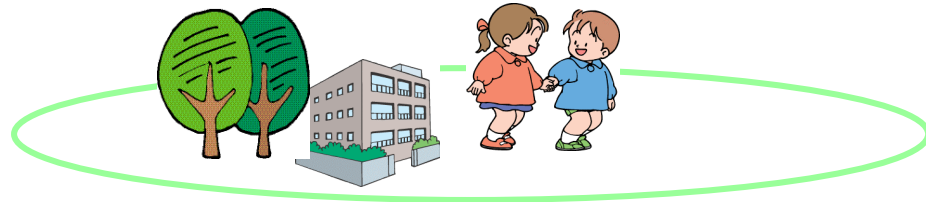
項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
水道料金 (2ヶ月50㎡税込)	5,670円	9,660円	三木市に統一 格差は基金を設置し調整
給水分担金	口径20mm 80,000円	申込30㎡以下 200,000円	三木市に統一

◆下水道事業の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）
下水道料金(2ヶ月50㎡税込)	6,405円	7,875円	三木市に統一
受益者負担金	土地1㎡当たり 560円	中吉川負担区 210,000円 ニュータウン負担区 106,000円	合併後5年を目途 に三木市に統一
水洗便所等改造資金 融資あっせん制度	あり (利子補給なし)	あり (利子補給あり)	三木市に統一(現利用者の 利子補給は継続)

◆その他必要な事項の取扱い

項目	三木市	吉川町	新市（合併後）	
選挙	投票所	41ヶ所	10ヶ所	現行のまま引継ぐ
	期日前投票所	1ヶ所(市役所内)	1ヶ所(町役場内)	現行のまま引継ぐ
指定金融機関制度	あり	なし	三木市に統一	



※ 未協議の協定項目については、提案、協議されしだい、「協議会だより」や協議会のホームページでその内容等についてお知らせいたします。

協議会だよりは、毎月20日頃新聞折込で配布しています。届かない場合は、お手数ですが、事務局(82-4990)までご連絡ください。

合併に関するご意見・お問い合わせ

三木市・吉川町合併協議会事務局

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号(三木市役所内)
 電話：0794-82-4990 FAX：0794-82-9755 Eメール：jimu@miki-yokawa-gappei.jp
 ホームページ：http://www.miki-yokawa-gappei.jp

三木市企画部企画政策課

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号
 電話：0794-82-2000(代) FAX：0794-82-9755 Eメール：kikaku@city.miki.lg.jp
 ホームページ：http://www.city.miki.lg.jp

吉川町企画調整課

〒673-1192 美囊郡吉川町吉安246
 電話：0794-72-0180(代) FAX：0794-72-0640 Eメール：yokawa@gold.ocn.ne.jp
 ホームページ：http://www.town.yokawa.hyogo.jp